秋田トライアルクラブ規約

(名称)

第1条 本会は。秋田トライアルクラブと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、代表宅とする。

(目的)

第3条 本会は、トライアル競技(オートバイ、自転車)の普及、発展。イベントや大会を通じて地域振興、活性化に寄与し、生涯スポーツとして会員の心身の活性化、健康な体づくりを目指します。

(活動)

- 第4条 本会は、第3条の目的を果たすために、次の活動を行う。
- (1) イベントや大会の開催。
- (2) トライアル場 (練習場所) の、整備、維持、管理。
- (3) 全日本選手権、地方選手権へ参加する選手の応援。
- (4) 県内における、MFJ 開催の大会への協力。
- (5) イベントや大会、練習会などへの参加。
- (6) その他、本クラブの目的達成に必要な活動。

(会員)

- 第5条 本会の会員は、正会員、家族会員、サポート会員の3種類とする。
- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- (2) 家族会員は、正会員と同居の家族で、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- (3) サポート会員は、正会員、準会員をサポートする為に入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、入会申込書に会費を添えて代表に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

- 第7条 会員は次の年会費を収めるものとする。
- (1) 正会員は2,000円とトライアル場の整備(草刈り等)の参加。
- (2) 家族会員は1,000円とトライアル場の整備(草刈り等)への可能な限りでの参加。
- (3) サポート会員は無料とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

(練習場)

- 第9条 会員は次の練習場の整備、維持、管理を行う代わりに、無料で利用できるものとする。
 - (1) 金浦トライアルパーク(利用方法は金浦トライアルパーク利用規約に定める)
- (2) 秋ノ宮トライアルパーク (利用方法は、秋田トライルクラブホームページを参照)
- (3) オートランド秋田(利用方法は、秋田トライルクラブホームページを参照)

(役員)

- 第9条 本会に次の役員を置く
- (1) 代表
- (2) 副代表 2 名
- (3) 会計
- (4) 監査役
- 2 役員は代表のほか、北部、沿岸、内陸、南部各地区から1名を会員の互選によって選出する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第10条 代表は、本会を代表しその業務を統括する。
- 2 副代表は、代表を補佐しこれに事故あるときまたは欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務及び会計の状況を監査する。

(総会)

- 第11条 本会の総会は、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 会の活動内容
- (4) 事業報告書及び収支決算報告
- (5) 役員の選任または解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて開催し、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の 議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、1月1日に始まり、12月31日までとする。

附則

1 この会則は 2024年 1月 1日から施行する。

秋田トライアルクラブ入会申込書

フリガナ					
氏 名					
生年月日		年	月	日	
電話番号					
フリガナ					
住 所	〒				
MFJ ライセンス番号					
(ライセンス所持者					
のみ)					

私は、秋田トライアルクラブの目的に賛同し、次の会員として入会を申し込みます。

・正会員・家族会員・サポート会員

申込日: 年 月 日

秋田トライアルクラブ退会申込書

フリガナ						
氏 名						
生年月日		4	Ŧ	月	日	
電話番号						
フリガナ						
住 所	〒					
MFJ ライセンス番号						
(ライセンス所持者						
のみ)						

私は、秋田トライアルクラブの退会を申し込みます。

申込日: 年 月 日